**学校感染症について**

学校は集団生活の場であるので、感染症が発生した場合流行しやすくなります。このため、学校保健安全法で学校において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準が定められています。

学校感染症であった場合、症状の早期回復と他の生徒への感染を防ぐ目的で、医師から登校の許可がでるまでの間、自宅で休養してもらいます。休養期間中の扱いは欠席ではなく、出席停止となります。

**主な学校感染症の種類と出席停止期間の基準**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 病　　　　　　　　　　名 | 出　席　停　止　基　準 |
| 第１種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱、ジフテリア、急性灰白髄炎、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、中東呼吸器症候群、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) | 治癒するまで |
| 第２種 | 麻疹（はしか）風疹(３日はしか)流行性耳下腺炎水痘（水ぼうそう）百日咳咽頭結膜熱（プール熱）インフルエンザ結核髄膜炎菌性髄膜炎 | 解熱後３日が経過するまで発疹が消失するまで腫れが出たあと5日経過し、かつ全身状態が良好になるまで全ての発疹が痂皮化するまで特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで主要症状が消退後2日が経過するまで発症後５日、かつ解熱後２日経過するまで病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで |
| 第３種 | コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症 |

　　　「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴い平成２７年１月２１日一部改訂

**＊その他の感染症**

Ⅰ.学校で感染症が起こった場合に、その流行を防ぐために、必要があれば校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を講じることができる感染症

　　　　例）手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症、感染性胃腸炎、ウイルス性肝炎、

マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ等

Ⅱ.通常は出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症

　　　　例）頭ジラミ、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）

**保　護　者　様**

兵庫県立姫路特別支援学校

**「学校感染症発生の連絡票」の記入について（お願い）**

学校感染症にかかった場合、欠席ではなく出席停止となります。

学校に登校する際には、受診した医療機関で「学校感染症発生の連絡票」（担当医記入用）を記入していただくか、保護者が医師の説明を聞いて「学校感染症発生の連絡票」（保護者記入用）に注意事項を確認し、記入してご提出ください。

＜注意事項＞

（１）医療機関を受診したことの分かる書類（薬の処方箋等のコピー）を添付してください。

（２）診断書は必要ありません。

|  |
| --- |
|  |
| **学校感染症発生の連絡票（保護者記入用）** |

小・　中　・　高　　　　年　　　　組

児童生徒名

保護者名　　　　　　　　　　　　　印

①　診断名（該当するものに○をつけてください）

・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

・インフルエンザ〈Ａ型　　Ｂ型　　その他（　　　　　　　　）　〉

・麻疹（はしか）

・風しん

・髄膜炎菌性髄膜炎

・流行性耳下腺炎（おたふく風邪）

・水痘（水ぼうそう）

・咽頭結膜熱（プール熱）

・百日咳

・結核

・その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）

1. 医師より指示された出席停止期間

令和　　　年　　　月　　　　日　　～　　　　月　　　　日

または（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）の状態であれば登校してよい

受診した医療機関名